

JGAP 総合規則 農産2022
Q&A

第1版



2023年1月30日 発行
一般財団法人日本GAP協会

本文書では、以下の基準文書をそれぞれ次のように表記します。

- ・ 『JGAP 総合規則 農産物 2017』は、「JGAP2017」とする
- ・ 『JGAP 総合規則 農産2022』は「JGAP2022」とする

Q1 JGAP2017と比べて全体構成が大きく変わりましたが、改定のポイントを教えてください。

A1

JGAP2022の全体構成について、主に以下の変更点があります。

- ・ 総合規則に規定された関係者の章を設け、それぞれの関係者に対する要求事項を明確化
- ・ 要求事項の意図を明確化
- ・ JGAP がないが ASIAGAP には規定されていた項目について、必要に応じて追加
- ・ 書体をユニバーサルデザインフォントに変更

Q2 3 用語の定義(4)インテグリティプログラムについて教えてください。

A2

インテグリティとは、インテグラル(積分)を語源とし「全体を統括する」、「すべてのものが整合している状態を保つ」等の多様な意味を持つ言葉です。本規則においてインテグリティとは、GAP に取り組む意義を組織全体で認識し、組織全体をコントロールすることです。

また、「はじめに」で言及している「JGAP 認証に関わる組織のコンプライアンス」や「組織体制の適切な管理」「信頼性における審査員力量の維持および管理」はインテグリティに関わる重要な項目であり、本規則 4.4 および 6.5 で規定しています。

Q3 3(5)外部委託について該当する作業や審査の対象となる例を教えてください。

A3

(外部委託に該当する作業)

外部委託に該当する作業の例として、播種、定植、防除、施肥、剪定、更新、収穫、摘採、選別、袋詰め、荒茶加工等があげられます。

一方で、外部委託に該当しない作業の例として、残留農薬検査、設備点検、基盤整備、経理業務等があげられます。人材派遣等による作業者が農場・団体の指揮命令系統に基づき作業を行う場合は、外部委託には該当しません。また、団体認証において、団体を構成するサイト間の作業支援は外部委託に該当しません。

(外部委託先を審査する例)

10.4.3(3)、10.4.4(2)(g)により、外部委託の作業をリスクに基づき審査しなければなりません。リスクとは、食品安全リスクや農作業事故のリスク等、認証の信頼を低下させる問題が発生する可能性であり、それらが高い場合には外部委託先を審査する必要があります。

次のような場合には外部委託先を審査する必要があります。下記の例以外にも認証機関の判断で外部委託先の審査をしてください。

- ・ 農場や団体による外部委託先の点検の結果に疑義が生じる場合
- ・ 外部委託先に食品事故や労働安全事故等が発生している場合
- ・ 農産物取り扱い工程での作業（出荷調整作業、荒茶加工、精米加工、仕上茶加工等）

Q4 JGAP2022で新たに追加された3(7)サイトについて教えてください。

A4

サイトは次のように考えることができます。個別認証、団体認証の説明もあわせてご覧ください。

- ・ 個別認証の場合、認証を申請する農場がサイトとなる。1 サイト=個別認証の農場。
- ・ 団体認証の場合、団体を構成する農場や共同調整作業所、共同選果場、カントリーエレベーター、茶工場等がサイトとなる。ただし、農場の統一された管理体制の中に農産物取り扱い施設が含まれるときは、農産物取り扱い施設も含め一つのサイトとして考える。
- ・ 農場をサイトという場合、個別認証の場合と団体認証の構成農場の場合がある。

Q5 3(10)施設と(29)農産物取り扱い施設のの違いについて教えてください。

A5

「施設」は「農産物取り扱い施設」より広い意味として定義しています。認証の範囲に含まれる施設および農産物取り扱い施設は、JGAPに基づく管理の対象であり、審査でも確認されます。

Q6 3(23)認証の終了と(24)認証の返上の違いを教えてください。

A6

両者とも認証を継続しない意味ですが、有効期限をもって継続しない場合と、有効期限を待たずに継続しない場合で意味合いが違うため定義を分けました。

Q7 3(27)農場 の定義を変更した意図を教えてください。

A7

JGAP2017 の農場の定義では多様な形態を持つ農業生産者・農業経営体を独自に定義することで実態を狭めてしまうことになっていたため、JGAP2022では最低限の内容を定義しました。

Q8 3(33)圃場の定義の変更点を教えてください。

A8

JGAP2017の圃場の定義は、圃場を区分する際の要求事項となっていたため、「作物を栽培・管理する最小単位」と整理しました。圃場の区分については、JGAP2022_10.2(9)において、作付け品目や管理する上で必要な

区分に基づき圃場の名称をつけるとしています。管理する上で必要な区分とは、例えば、品目や品種による区分、農薬使用記録による区分、圃場のリスクによる区分、トレーサビリティによる区分等が考えられます。

きのこの1つのトレーや植物工場の棚1つを圃場の一単位とすることは想定していません。

Q9 3(35)レビューは新しい定義ですが、追加の意図はありますか。

A9

レビューは、これまでも使用されてきた語であり、様々な場面で使用される言葉ですが、JGAP2022 では ISO/IEC 17065_7.5 評価結果のレビューを意図して定義しています。

Q10 6.2 品質システムとはどのようなものですか？

A10

JGAP2017_13.2(3)a)において、品質システムを求めています。この記述を整理したのが JGAP2022_6.2 です。品質システムは、JGAP の認証活動を行うための仕組みを意図しています。JGAP2017 では ISO/IEC 17065 の要求事項の詳細が規定されていましたが、6.1(2)および 6.2 で認証機関が ISO/IEC 17065 に基づく認証活動をするを明確に求めており、認定機関による認定を求めていることから、JGAP2022 から削除された ISO/IEC 17065 の要求事項も満たす必要があります。

Q11 6.4(5) 審査の結果をレビューする者について、教えてください。

A11

JGAP2022_10.7 審査結果のレビューを行う人です。審査結果のレビューは、ISO/IEC 17065_7.5 の評価結果のレビューにあたります。

Q12 「7 審査員」について、『JGAP 審査員登録の細則』に規定した意図を教えてください。

A12

審査員の登録について『JGAP 審査員登録の細則』に位置付けたのは、審査員の登録に関する見直しを『総合規則』の改定を待たずに行う等、運用改善をしやすくするためです。

弊会ウェブサイト：<https://jgap.jp/judge/auditor.html> 参照

Q13 「9.2(1) 農場・団体によって生産される生産物のみ認証の対象となる。」が追加された意図を教えてください。

A13

外部委託についての質問が多いため、認証は農場・団体によって生産される生産物が対象であるという基本を

明示しました。生産には、生産工程管理(栽培管理、出荷管理等)を経て農場から農産物が出荷されるまでの意味が含まれています。外部委託する場合、農場・団体が契約文書および外部委託先の点検に基づいて外部委託先を管理しており、全てを任せきりという状態は適合とはなりません。認証制度を公平に運営する観点から、認証範囲、外部委託について判断してください。

Q14 9.2(3)認証の対象となる範囲の変更点について教えてください。

A14

(3)認証の対象となる範囲(表2)は、ISO22003-2:2022やGFSIの分類(カテゴリー・セクター)を参考に整理しました。ただし、仕上茶工程と精米工程は、従来の農産物取り扱い工程から分離しました。栽培のみの生産活動を認証範囲としたい場合、認証の対象となる範囲は、栽培・収穫工程となります。

Q15 9.2(3)出荷についての考え方を教えてください。

A15

JGAP2017_6.2(2)a)に規定されていた管理責任という語はあいまいであったため、JGAP2022では一般的な語を使用し出荷について説明をしました。出荷とは、売買が成立して生産物の引き渡し完了するまで、または委託販売先に引き渡し完了するまでと考えることができます。輸送を外部委託している場合、農場・団体の管理のもと輸送が行われているため、生産物が相手先に引き渡された時点が出荷となります。

Q16 9.3.1 個別認証について変更点等があれば教えてください。

A16

- ・ 基本的な考え方はJGAP2017で規定されていた個別認証と変わりません。ただし、JGAP2017では、農場の定義において一元的な管理ではない場合にそれぞれを審査することで個別認証とすることができました。JGAP2022では「9.3.1 個別認証(2)統一された管理体制(ひとつのサイト)である。」としているため、単一の経営体であっても、異なる管理体制を持つ場合にはそれらをまとめて一つの個別認証とすることはできません(図3)。
- ・ 経営者は同じであるが税務上等の理由で法人が異なる場合には、経営体を実質一つとみなすことができるため、個別認証として扱うことができます。
- ・ サイトは「統一された管理体制をもつ審査の単位」と定義されており、個別認証は1サイトの農場となります。個別認証において、遠隔の圃場や農産物取扱い施設等が統一された管理体制のもと運営されていれば、一つの個別認証の範囲となります(図1、2参照)。遠隔の圃場や農産物取扱い施設が、統一された管理体制(同じ責任者に指示命令系統が統一され、認証範囲内の記録、出荷が集約されている管理体制のこと)に含まれない場合(別サイトの場合)は、サイトごとに個別認証を取得するか各サイトを構成サイトとする団体認証を取得することになります。

【個別認証となる場合】

図1

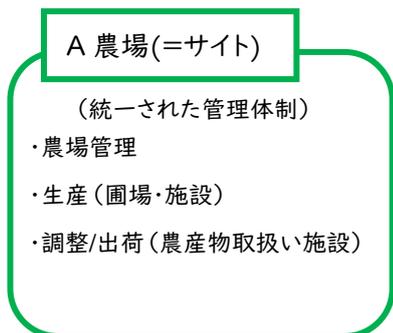
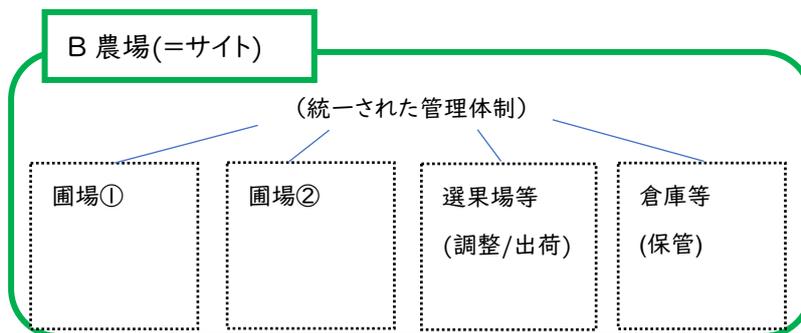
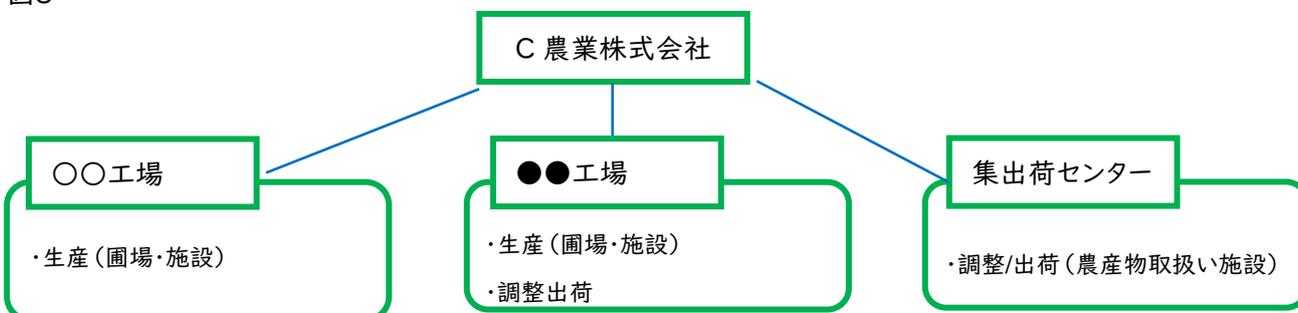


図2



【個別認証とならない場合】

図3

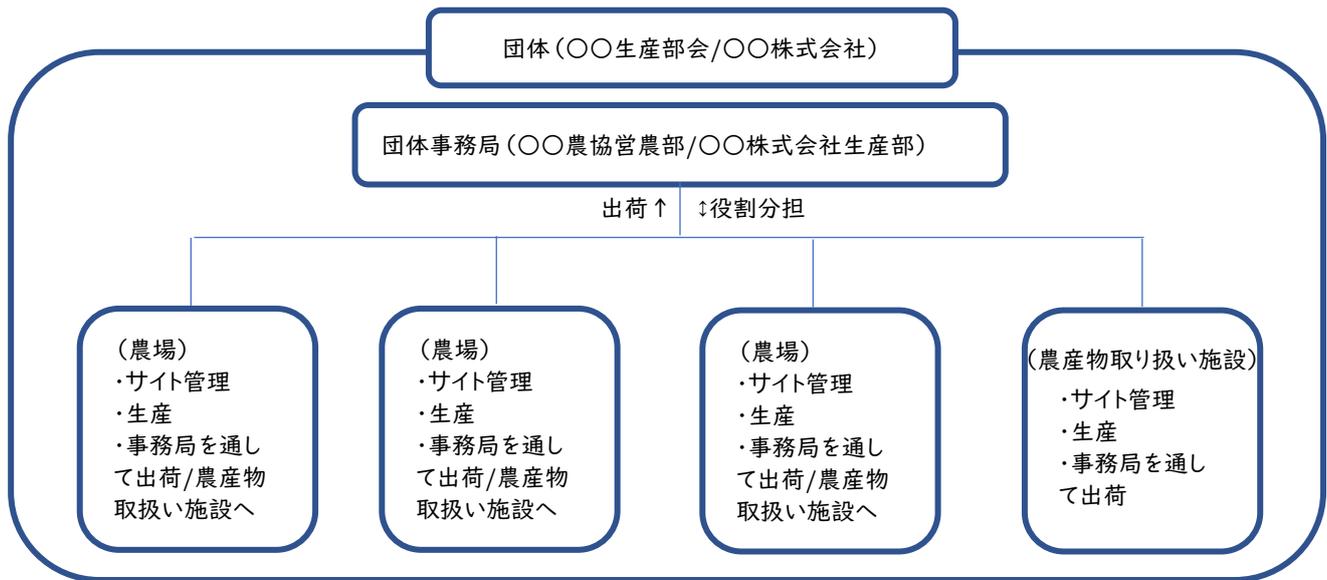


※ 内は、統一された管理体制であることを表します。

Q17 9.3.2 団体認証について変更点等があれば教えてください。

A17

基本的な考え方は JGAP2017 で規定されていた団体認証と変わりません。JGAP2017 では、農場が団体事務局による単一のマネジメントシステムで管理される生産者団体(農業協同組合の部会、集落営農組織、茶工場を中心とした生産者グループ等)を主に想定していました。近年、ひとつの経営体が団体事務局を設置し、各部門をサイトとしてマネジメントシステムで管理する団体認証も出てきたため、JGAP2022 では規定の内容を整理しました。



Q18 9.5.1(5)と10.4.4.(2)(f)はどちらが優先されますか。

A18

- ・ 9.5.1(5)は個別認証および団体認証の審査一般について規定しています。そのため審査を連続した日程で実施することを基本とし、やむを得ず分割する場合の間隔として3か月以内としています。
- ・ 10.4.4(2)(f)は団体認証審査においての規定となり、分割審査を実施しない場合の審査期間の上限を定めています。

Q19 9.5.1~9.5.4について変更点を教えてください。

A19

- ・ 審査の実施について、基本的な考え方はJGAP2017から変更しておらず記述の整理を行いました。
- ・ 初回および更新審査では、1品目以上を確認することを原則としています。
- ・ 維持審査では、1品目以上を確認しなければなりません。またその品目と審査時期の選択は、リスク評価に応じて決定します。
- ・ 認証のサイクルを回す中で、9.5.1を考慮することが必要です。

Q20 9.5.5 追加審査について教えてください。

A20

各項目について、以下の意図があります。

- ・ (1)(a)(b)はJGAP2017_8.3(6)a)b)是正内容を再度現地で確認する場合にあたります。確認とは何か曖昧であったため、JGAP2022では追加審査と位置づけました。
- ・ (1)(c)はJGAP2017_8.4(2)にあたります。
- ・ (1)(d)はJGAP2017_8.7.1~8.7.5の確認にあたります。

- ・ (1)(e)は実際に審査に行ったところ、申請内容と異なり農産物取り扱い施設や品目が多かったという場合に備えての対応です。
- ・ 「以下の場合には、認証機関は追加審査を行うことができる。」としているため、必要に応じて実施することができる規定としました。

Q21 9.5.6 臨時審査について教えてください。

A21

(1)については、それぞれ次のような例を想定しています。

- ・ (a)食品事故、労働事故等
- ・ (b)審査員または農場・団体のコンプライアンス違反等
- ・ (c)内部告発や外部からの苦情等により、認証基準に不適合の証拠や疑いが生じている

(4)は、JGAP2017では非通知で実施することを求めていましたが、JGAP2022では通知のタイミングを状況に応じて認証機関が決めます。

Q22 9.6 審査工数(時間)の変更点について教えてください(表4)。

A22

認証範囲として最も多い「栽培・収穫工程と農産物取り扱い工程」における各分類の標準審査工数を設定しました。標準審査工数に含まれていない仕上茶工程、精米工程は、9.6.1(2)(b)にあたります。審査工数は少なくとも規定された要因について勘案し、標準審査工数から増減を決定します。

Q23 9.7 認証の決定(判定)の基準の変更点を教えてください。

A23

認証が付与される際の重要な適合率が95%から85%になりました。認証が付与される際の適合率は不適合を是正した結果の適合率であり、必須項目は100%、重要項目は85%以上の適合が必要になります。

『JGAP 農場用 管理点と適合基準2016』を審査基準とした場合は、重要95%が認証決定の際の適合率になります。これについては、通知文書『22JGF295』を参照ください。

<https://jgap.jp/uploads/media/BCnaZ8SwVAA>

Q24 10.4.4(1)団体事務局審査の前に少数のサンプリングしたサイトの審査を実施する場合について、教えてください。

A24

ここで意図しているのは、適切な団体認証審査を行うために、先にサンプリングしたサイト審査を行った方が良い場合です。サイトの都合で、団体事務局審査より先に審査することは意図していません。

Q25 10.4.4(2)(c)を詳しく教えてください。

A25

農産物取扱い施設が単独でサイトとなる場合、原則すべて審査することになります。ただし、農産物取扱い工程を担うサイトの作業工程や活動が類似している場合には、類似した農産物取扱い工程を担うサイトの総数の平方根を切り上げた整数以上のサンプル数を選定することもできます。

Q26 10.4.4(2)(e) 『特別な状況』とはどのような状況を想定していますか。

A26

特別な状況とは、今まで実施してきた審査とその審査計画と比較して、十分な審査を行うためにサンプル数を増やすべきと想定される状況のことです。

例えば、以下のような状況が考えられます。

- ・ 内部監査の結果が不十分であることがうかがえる
- ・ 団体マニュアルや役割分担が通常想定する内容と異なる
- ・ リスクの高い品目である
- ・ サイトの規模が大きい
- ・ 従業員数が多い

Q27 10.7 審査結果のレビューを行うのは誰ですか。

A27

JGAP2020_6.4(5)「審査結果のレビューをする者」が審査結果のレビューを行います。審査結果のレビューをする者の要件は、6.4(5)に規定されています。

ISO/IEC 17065 の要求事項である「審査結果のレビューをする者および認証の決定を行う者は、審査に従事しなかったものが実施しなければならない」ことを JGAP2022 でも明確にしました(10.7、10.8(2))。

Q28 10.11.1 認証報告の『認証業務の細則』は、公開されていますか。

A28

『認証業務の細則』は、認証機関が行う事務手続きについて規定した文書のため、日本 GAP 協会が認証機関に共有するのみで、公開はしていません。

Q29 10.13.2(2)警告を受けている間の認証の状態は一時停止となりますか。

A29

警告を行う際に、一時停止をするかどうかは認証機関の判断によります。

Q30 12 指導員の章に規定されている『JGAP 指導員の細則』はどこに公開されていますか。

A30

弊会ウェブサイト <https://jgap.jp/judge/> をご参照ください。

Q31 「15 JGAP と ASIAGAP の同時認証」について教えてください。

A31

『ASIAGAP 管理点と適合基準 Ver.2.1～Ver.2.3 改定第1版』は、『JGAP 管理点と適合基準2016』を包含しているため同時認証が可能です。詳細は、通知文書『22JGF296』をご参照ください。

<https://jgap.jp/uploads/media/BCnaDN4wVAA>